

# 大村市条件付き一般競争入札制度要綱

平成17年5月9日  
告示第155号の2

改正 平成18年3月31日告示第54号、平成18年9月29日告示第219号の2、平成19年3月30日告示第61号、平成19年9月28日告示第216号の2、平成20年3月31日告示第63号、平成28年2月2日告示第14号、平成28年2月2日告示第15号、平成30年11月1日告示第197号、平成30年11月1日告示第198号、令和2年6月11日告示第123号、令和4年6月27日告示第129号

## (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、入札の透明性及び公平性を高め、もって契約事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 設計額が130万円を超える災害復旧を目的とする建設工事
- (2) 設計額が130万円を超える土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事（災害復旧を目的とするものを除く。）
- (3) 前2号に掲げる建設工事以外の建設工事で、設計額が1,000万円以上のもの

## (一般競争入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者であって、同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、かつ、本市の入札参加資格者名簿に登録されているもの
- (2) 対象工事の性質等に応じ、総合数値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値に市長が別に定める数値を加算したものをいう。）若しくは当該総合評定値が一定の点数以上であり、又は市長が別に定める等級に該当する者
- (3) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を対象工事の工事現場に配置することができる者
- (4) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合は、別に資格を定めることができる。

## (入札の公告)

第4条 一般競争入札の公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所前の掲示場への掲示
- (2) 大村市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が適当と認める方法

## (入札参加申請等)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、所定の期限までに、市長が別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 入札参加者が特定建設工事共同企業体（大規模であって技術的難度の高い工事等について確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。）である場合は、前項の申請書のほか、市長が別に定める書類を提出しなければならない。

（入札参加申請書の審査）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書について第3条第1項第1号に掲げる入札参加資格の要件に該当するかどうかを審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札の中止）

第7条（削除）

（設計図書の閲覧等）

第8条 対象工事の設計図書等は、公告後、速やかに大村市ホームページへの掲載その他の方法により閲覧に供するものとする。

- 2 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対して大村市ホームページへの掲載その他の方法により回答するものとする。

（現場説明）

第9条 対象工事の現場説明は、原則として行わない。

（入札の回数等）

第10条 一般競争入札の入札執行回数は、1回とし、次条に規定する落札予定者が決定しなかった場合は、入札を取り止めるものとする。

- 2 最低制限価格より低い価格の入札をした者は、当該入札に関し失格者とする。

（入札及び開札）

第11条 入札は、公告した日時及び場所において開札し、その後直ちに、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を落札予定者として決定するものとする。

（入札参加資格等の審査及び落札者の決定）

第12条 市長は、前条の規定により落札予定者を決定したときは、当該落札予定者に対し入札参加資格の審査に必要な書類の提出を求め、第3条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項に掲げる入札参加資格の要件に該当するかを審査し、当該落札予定者が当該要件に該当していると認めるときは、当該落札予定者を落札者として決定する。

- 2 前項の規定による審査により落札予定者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札予定者の入札を無効とし、当該落札予定者の次順位である者を新たな落札予定者として決定する。

- 3 前2項の規定は、前項の規定により新たな落札予定者を決定した場合について準用する。

（落札者決定等の通知）

第13条 市長は、落札者を決定したときは、その旨を別に定める方法により当該落札者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により落札予定者の入札を無効としたときは、当該落札予定者に対し、その理由を通知するものとする。

(異議の申立て)

第14条 一般競争入札に参加した者は、入札後、設計書、設計図面、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関して必要な事項については、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第54号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成18年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成18年9月29日告示第219号の2)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札制度要綱の規定は、平成18年10月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成19年3月30日告示第61号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成19年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成19年9月28日告示第216号の2)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の条件付き一般競争入札制度要綱の規定は、平成19年10月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成20年3月31日告示第63号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成20年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成28年2月2日告示第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成28年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成28年2月2日告示第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、平成28年4月1日以後に実施する条件付き一般競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則(平成30年11月1日告示第197号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以後に条件付き一般競争入札の公告に付する建設工事について適用する。

附 則(平成30年11月1日告示第198号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、平成31年10月1日以後に条件付き一般競争入札の公告に付する建設工事について適用する。

附 則(令和2年6月11日告示第123号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年10月1日以後に条件付き一般競争入札の公告に付する建設工事について適用する。

附 則(令和4年6月27日告示第129号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定は、令和4年10月1日以後に条件付き一般競争入札の公告に付する建設工事について適用する。